|  |
| --- |
|  　　　令和　 　年　　月　　日 ロシア連邦政府等から提供された 旧ソ連邦抑留者個人資料の開示申請書 |
|  |  **申** **請** **者** |  |  | 抑留者との続柄 |  |  |
| 住 所 | （〒　　　-　　　　） |
| 電 話 番 号 |  |
|  |
|  |  **抑** **留** **者** |  |  | 終戦時の |  |  |
| 生 年 月 日 |  |
| 終戦時の本籍地 |  |
|  　資料検索のための参考事項 （資料調査のための手がかりといたします。おわかりの範囲でご記入願います） ・応召、入隊時の住所 ・終戦時におけるご家族の住所 ・抑留者の方の終戦時の家族構成（個々に氏名とふりがなを記入してください。） 　 父（　 　　 　　　　）母（　 　　 　　　　） 配偶者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 子（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 　 兄弟、姉妹（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）その他親族（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）・終戦時の身分、所属（部隊名等） |

※　日本側の資料も申請される場合は、丸で囲んでください。　（申請する　　申請しない）

※　対象者の刑罰や病歴等に関する事項が記載されている場合に、その記載箇所の開示を

（希望する　　希望しない）

（注１）資料を申請する場合は、次の書類を添付してください。（住民票と戸籍は、原本をご提出ください。）

１．申請者が抑留者ご本人の場合

1. 申請者（抑留者）の本人確認ができる書類（健康保険の被保険者証、運転免許証等の写）

なお、終戦時の氏名を改姓している場合は、改姓したことがわかる書類（戸籍謄本等）

1. 申請者（抑留者）の住民票（申請日前30日以内に作成されたもの）

　　２． 申請者が抑留者のご遺族である場合

1. 申請者（ご遺族）の本人確認ができる書類（健康保険の被保険者証、運転免許証等の写）
2. 申請者（ご遺族）の住民票（申請日前30日以内に作成されたもの）
3. 抑留者のご遺族であることを証する書類（続柄が確認できる戸籍謄本等）
4. 抑留者が帰国後に亡くなられた場合、又は日本側の資料も申請される場合は、

　　　　　抑留者の死亡日が確認できる戸籍謄本等

 ３． ご本人又はご遺族から委任を受けた方が申請手続きを行う場合

　　（１）任意代理人

1. 委任者が抑留者ご本人の場合、１．①
2. 委任者がご遺族の場合、２．①、③及び④
3. 受任者の本人確認ができる書類（健康保険の被保険者証、運転免許証等の写）
4. 受任者の住民票（申請日前30日以内に作成されたもの）
5. 委任状　（申請日前30日以内に作成されたもの。）

　（２）法定代理人

　　　①　被代理人が抑留者ご本人の場合、１．①

　　　②　被代理人がご遺族の場合、２．①、③及び④

　　　③　法定代理人の本人確認ができる書類（健康保険の被保険者証、運転免許証等の写）

　　　④　法定代理人の住民票（申請日前30日以内に作成されたもの）

　　　⑤　法定代理人であることが確認できる書類（登記事項証明書等）

（注２）調査の結果、該当する資料がない場合があります。

（注３）提供する資料は、抑留者ご本人の漢字氏名以外はロシア語で書かれています。

（注４）本紙（申請書）以外のいただいた書類（戸籍等）はお返しいたします。

（注５）健康保険の被保険者証の写しを添付いただく場合は、被保険者記号・番号にマスキング

　（黒塗り等）をしてください。マイナンバーカードの写しを添付いただく際は、表面

　（顔写真のある面）のみを添付してください。

（本人確認書類として、個人番号の記載がある書類の添付はお控えください。）